

第4回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年4月27日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 8番 甲斐 奉文 委員 9番 黒木 謙志 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和4年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は12番黒木良昭委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和4年第4回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番甲斐奉文委員、9番黒木謙志委員、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和4年4月27日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和4年4月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は、35番から44番までの
10件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は35番です。申請人の譲受人が、美郷町
西郷田代の72歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の54歳の方です。申請地は、
西郷田代字中仁田、田1筆、1,183㎡であります。申請理由は、売買による所有権
移転。利用計画は飼料作となっております。契約内容は、申請書明細のとおりで
あります。譲受人の経営ですが、自作地のみ11,772㎡。家畜は牛を18頭飼養
しております。家族総数3名の労力3名となっております。5ページが地籍集成
図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相
当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11番、富井です。譲受人は牛を飼育しています。資料では18頭とありますが、
現在は16頭だそうです。奥さんと2人で頑張っているということです。譲渡人は
父親が数年前に亡くなり、その後帰郷して会社勤めをしております。あまり農業
のほうはしておらず、田畑を荒らしているという話も聞いております。申請地に
隣接する土地に、譲受人の牛舎があります。管理しやすいため購入したそうです。
単価については、申請地は水気があり排水のためいじったため、現状普通の田と
して使用することができないので、安くなったということです。問題はないと思
われますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号35番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号35番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号36番と37番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお
願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号36番と37番ですが、関連がありますの
で同時に説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の77歳の方です。

受付番号 36 番。譲渡人が、日向市の 85 歳の方です。申請地は、西郷田代字中ノ原、田 3 筆、1,015 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。

受付番号 37 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 75 歳の方です。申請地は、西郷田代字中ノ原、田 1 筆、199 m²であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は水稲となっております。

契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 2,749 m²。下限面積については、今回の所有権移転によりクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。36 番の譲渡人は元々若宮地区出身で、現在日向市に住んでいます。譲受人が今住んでいる家も、譲渡人から購入したものです。譲渡人は 85 歳と高齢で、今までも人に田を預けていましたが、その方も高齢で作れないからと農地を返されたため、購入してくれる人を探していたところ、譲受人が購入することで話がまとまったようです。37 番の案件は、10 数年前に譲渡人の父親と農地の交換をしましたが、登記の変更をしていなかったため今回の申請となったようです。問題はないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 36 番と 37 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

若杉委員

1 番、若杉です。37 番の案件は交換となっておりますが、相手方は所有権移転をしているのでしょうか。

事務局員

相手方の登記は終了しているということです。おそらくですが、当時登記がされなかったのは、下限面積の関係でできなかったのではないかと思います。今回のタイミングで 3 反に達しましたので、あわせて申請したのではないかと推測いたします。

議長

若杉委員、いいですか。

若杉委員

はい、わかりました。

黒木謙委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
黒木謙委員	9番、黒木です。この案件も単価が安いようですが、どうしてですか。
富井委員	11番、富井です。安くてもいいからという譲渡人の申し出で、この値段になったようです。
議長	当人間で了解しているということで、よろしいですか。
黒木謙委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 36 番と 37 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 38 番について説明をお願いします。
事務局員	8 ページをお開きください。受付番号は 38 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 36 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 81 歳の方です。申請地は、北郷入下字惣仁田、畑 1 筆、141 m ² であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は資料の訂正がありますがきゅうりを作付けするということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 10,756 m ² 。家畜はありません。家族総数 7 名の労力 4 名をなっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。譲受人は年齢的にも若く、他にも農地を借り入れて野菜やシキミを耕作しています。譲渡人は高齢で農地の管理は難しく、また数年前に奥さんを亡くし、農業にも意欲をなくしている状況です。農地を荒らさないためにも所有権移転して、有効利用してもらおうという話ですので、ご審議よろしくお願

します。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 38 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 38 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 39 番について説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 39 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 48 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 73 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字桜ノ森と織田、田 3 筆、4,574 m²であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,484 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙委員

9 番、黒木です。譲渡人の旦那さんが、前々から譲受人に将来は借りてくれな
いかと相談していたようです。今年に入り旦那さんが亡くなったため、今回の申請となりました。自宅周辺の 3.5 反程を残し、あとは譲受人に任せるということ
でした。譲受人は延岡在住ですが元家は北郷にあり、通いながら水稲約 1ha 近く
耕作しています。父親が水稲の受託をしていたことから、農業用機械もすべて揃
っております。問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 39 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 39 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして受付番号 40 番・41 番・42 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 40 番・41 番・42 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 72 歳の方です。

受付番号 40 番。譲渡人が、延岡市の 69 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椀木、田 2 筆、1,250 m²であります。

受付番号 41 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 88 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椀木、田 2 筆、1,295 m²であります。

受付番号 42 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 36 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椀木、田 5 筆、1,770 m²であります。計 9 筆、4,315 m²になります。

申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 7,030 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

藤本委員

13 番、藤本です。譲受人はこの地区の中心的な人物です。40 番の譲渡人は延岡在住です。一昨年まで自分で耕作しておりましたが、帰ってくるのが大変になり、昨年譲受人に作ってもらっています。41 番の譲渡人は現在特老に入居しており、奥さんも入院中で農地の管理をする者がいません。申請地は前回農地のあつせんをお願いをした農地になり、譲受人に作ってもらえることになりました。42 番については、貸借の設定がされていなかったため、今回正式に賃貸借契約を結んでもらったという経緯になります。私もこの地区に田があるのですが、私と譲受人を含め 5 名で、約 4 km ある用水の管理等も一緒にやっております。問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 40 番・41 番・42 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 40 番・41 番・42 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 43 番と 44 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号 43 番と 44 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 71 歳の方です。

受付番号 43 番。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 70 歳の方です。申請地は、北郷黒木字小原、田 3 筆、2,145 m²であります。

受付番号 44 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 63 歳の方です。申請地は、北郷黒木字小原、田 3 筆、2,638 m²であります。計 6 筆、4,783 m²になります。

申請理由は、使用貸借権の設定。後ほどご説明しますが、37・38 ページに合意解約書が提出されております。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 41,233 m²。家畜は牛を 4 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は度々名前が出てきますが、畜産を営んでおり現在牛 4 頭を飼養しております。43 番・44 番の申請地は、前借受人が耕作を取りやめましたので、譲受人と新たに契約を結んで耕作してもらうことになりました。いずれも圃場整備された農地ですので、荒らさないように管理してくれば対価はいらないうことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 43 番と 44 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 43 番と 44 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

16 ページをお開きください。議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申

請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 4 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 45 番と 46 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 45 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 39 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 70 歳の方です。両名は親子になります。申請地は、南郷上渡川字平城、畑 1 筆、183 m²であります。申請理由は、現在自宅に十分な駐車場がなく不便なため、駐車場不足を解消し利便性を確保したいということであります。転用後の用途は駐車場。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和 4 年 6 月 1 日着手、令和 4 年 6 月 30 日完了予定となっております。19 ページが地籍集成図。20 ページが土地利用図で、駐車スペースを 2 台ほど確保し、雨水は自然浸透で処理するということです。21 ページが現況写真になります。本件は、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、土地利用計画図等の内容から判断し条件を満たしていると考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は、以前は森林組合の作業班の班長をしておりましたが、独立して個人で林業をやっており従業員も 2 名ほど雇っております。自宅から少し離れたところに事務所を兼ねた作業場がありますが、そこにも駐車場がなく従業員も離れた所に車を止めていたため、今回庭を広げて駐車場にしたいという考えがあるようでした。問題は無いと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 45 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 45 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 46 番について説明をお願いします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 46 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 41 歳の方。譲渡人は、宮崎市の 61 歳の方です。申請地は、北郷入

下字柳ノ丸、田1筆、479㎡であります。申請理由は、現在借家に居住しており、将来に備えて実家と同じ地区に住宅を建築したいとのことです。転用後の用途は宅地。契約内容は申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和4年6月1日着手、令和6年3月31日完了予定となっております。本件については、令和3年8月総会にて、農業振興地域整備計画の変更の農振除外として意見決定をいただいている案件になります。23ページが地籍集成図、24ページが配置図・平面図、25ページが居宅部分の立面図と倉庫部分の平面図と立面図になります。26ページが現況写真になります。本案件は、事業の確実性、転用面積の妥当性、その他一般基準を、申請書の添付書類から判断して許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。ただ今の事務局に説明にもあったように、昨年8月に皆さんの同意を受けて農振除外をしております。申請地は国道388線沿いの農地の外れにあります。現在譲渡人は宮崎市に住んでおり、この申請に関して双方合意しておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号46番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号46番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

27ページをお開きください。議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和4年4月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号47番から54番までの8件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

29ページをお開きください。受付番号は47番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎市の公益社団法人です。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の74歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字黒草、田4筆、3,835㎡でありま

す。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、公益社団法人ですので経営面積はありません。利用権設定区分は新規になります。この案件については、公益社団法人に貸付けた後の耕作者もすでに決定しております。30 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。先ほどの事務局の説明のとおりであります。利用権を設定する者は、6 年前にご主人を亡くされた後 1 人で耕作しておりましたが、営農の継続が困難になったようで依頼することになったようです。現地も見に行きましたが、まとまっており条件の良い農地であります。認定農業者が耕作するということですなので、何の問題もないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 47 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 48 番と 49 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一のため、同時に説明をお願いします。

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号 48 番と 49 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。

受付番号 48 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 65 歳の方です。申請地は、西郷田代字キョフノ原と添石、田 6 筆、6,917 m²であります。

受付番号 49 番。利用権を設定する者が、日向市の 78 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字古城、田 1 筆、1,497 m²であります。合計 7 筆の 8,414 m²になります。

利用権の設定に伴う事項は、申請書明細書の通りです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 57,091 m²。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は継続となります。32 ページが地籍集成図であります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。利用権の設定を受ける者は町議であり、畜産を営んでおります。事務局に説明のとおり、本件は継続案件ですので問題はないと判断しております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番と 49 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番と 49 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして受付番号 50 番から 54 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一のため、同時に説明をお願いします。

事務局員

33 ページをお開きください。受付番号 50 番から 54 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 60 歳の方です。

受付番号 50 番。利用権を設定する者が、都城市の 60 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字飛渡と沖ノソネ、田 6 筆、7,247 m²であります。

受付番号 51 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 62 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字沖ノソネと和田東、田 2 筆、4,070 m²であります。

受付番号 52 番。利用権を設定する者が、愛知県の 62 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字沖ノソネ、2,496 m²であります。

受付番号 53 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 65 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字上古川、田 1 筆、2,401 m²であります。

受付番号 54 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 59 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字下タの屋敷、田畑あわせて 4 筆、6,320 m²であります。合計 14 筆の 22,534 m²になります。

利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 56,858 m²。家族総数 5 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は、受付番号 50 番から 53 番が継続、54 番

が新規となります。34 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。利用権の設定を受ける者は、ご主人が亡くなってから息子さんと 2 人で、牛を 18 頭飼養しています。受付番号 50 番から 53 番までの 4 件は継続ですので、今までどおりで問題ないと考えます。受付番号 54 番については耕作者を探していたところ、利用権の設定を受ける者が引き受けてくれることになりました。畑 3 筆については杉苗の挿し木をしておりますが、出荷した後畑を替えないと苗の張りが悪くなるため、2・3 年管理してほしいということでしたので引き受けたということです。条件によっては継続もあるということでした。問題はないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 50 番から 54 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 50 番から 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

35 ページをお開きください。報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 4 年 4 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

資料は 36 ページからになります。

36 ページは、先ほどの受付番号 41 番の関連になります。土地の所在が、北郷宇納間字椈木、田 2 筆。農地法第 3 条の賃貸借の設定がなされていましたが、令和 4 年 3 月 31 日をもって合意解約が成立しています。

37 ページ。こちらは受付番号 43 番の関連になります。土地の所在が、北郷黒木字小原、田 3 筆。農地法第 3 条の賃貸借の設定がなされていましたが、令和 4 年 4 月 13 日をもって合意解約が成立しています。

38 ページ。こちらは受付番号 44 番の関連になります。土地の所在が、北郷黒木字小原、田 3 筆。農地法第 3 条の賃貸借の設定がなされていましたが、令和 4 年 4 月 13 日をもって合意解約が成立しています。

39・40・41 ページですが、賃借人が同一であります。北郷黒木、全部で田 6 筆ですが、農地法第 3 条の賃貸借の設定がなされていましたが、令和 4 年 4 月 15 日をもって合意解約が成立しています。こちらについては、次に耕作される方が決定しています。また貸借等の案件があがってくるものと考えております。

本合意解約については、農地法の要件を満たしているため、届け出を受理いたしましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第 5 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

42 ページをお開きください。報告第 5 号、農地改良完了届について。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 4 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

43 ページをお開きください。農地改良の内容は、盛土高 2m の嵩上げを行っております。治山事業の発生残土を用いたものになります。土地の所在は、北郷宇納間字山口、田 4 筆、2,257 m²になります。工事完了日が、令和 4 年 3 月 16 日です。44 ページが地籍集成図、45・46 ページが平面図・横断図、47 ページが完成写真になります。以上で報告を終わります。

議長

報告ですが、何か意見はありますか。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 4 年第 4 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

